

# 宮津市公報

平成27年6月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目次

### 条 例

- 30 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例 ..... 1

### 規 則

- 20 宮津市予防接種事故災害補償規則一部を改正する規則 ..... 1

### 告 示

- 108 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任に関する告示の一部を改正する告示 ... 1  
109 宮津市公印の印影印刷 ..... 2  
110 宮津市議会定例会の招集 ..... 2  
111 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会） ..... 2  
112 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（金屋谷自治会） ..... 3  
113 指定地域密着型サービス事業者の指定 ..... 3  
114 自治功労者の表彰 ..... 3

### 公 告

- 16 宮津市営住宅の入居者の公募 ..... 4  
17 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定 ..... 4  
18 平成26年度情報公開制度の運用状況 ..... 4  
19 平成26年度個人情報保護制度の運用状況 ..... 5  
20 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 6

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 13 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 6

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 23 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 ..... 6

### 監 査 委 員

#### 《監査公表》

- 78 定期監査結果の公表 ..... 7

条 例

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年5月29日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第30号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,850円とする。

第5条第3項中「第3条第6号イ」を「第3条第1項第6号イ」に、「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用する。

規 則

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第20号

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

宮津市予防接種事故災害補償規則（平成25年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

42,100,000円	を	43,100,000円	に改める。
42,100,000円		43,100,000円	
28,031,000円		28,698,000円	
21,400,000円		21,909,000円	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、平成27年4月1日以後に発見した事故に係る災害補償について適用する。

告 示

宮津市告示第108号

平成19年4月1日付け宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への

一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成27年5月2日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	観光まちづくり推進室	出納管理室副室長	観光まちづくり推進室に所属する職員	浜町立体駐車場使用料の収納
変更後	観光まちづくり推進室	出納管理室副室長	観光まちづくり推進室に所属する職員	宮津市観光交流センターの多目的広場使用料及び立体駐車場駐車料金の収納

2 変更年月日 平成27年5月2日

\* \* \*

宮津市告示第109号

宮津市公印のうち市印凸版の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成27年5月20日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市印凸版 社会福祉法人利用者負担金軽減確認証	平成27年7月1日

\* \* \*

宮津市告示第110号

平成27年第2回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月20日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期日 平成27年5月27日
- 2 場所 宮津市議会議事堂

\* \* \*

宮津市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 大塚 正一
- 3 変更年月日 平成27年5月10日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。

平成27年5月20日

宮津市長 井上正嗣

\*\*\*\*\*

宮津市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 金屋谷自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 増田 精一
- 3 変更年月日 平成27年5月24日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
平成27年5月29日

宮津市長 井上正嗣

\*\*\*\*\*

宮津市告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年6月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 介護保険事業所番号 2692100049
- 2 事業所の名称 はごろも苑みやづの家
- 3 事業所の所在地 宮津市字鶴賀2130番地
- 4 指定申請者 社会福祉法人みねやま福祉会  
理事長 櫛田 匠
- 5 主たる事務所の所在地 京丹後市峰山町室27番地の2
- 6 代表者の氏名 櫛田 匠
- 7 代表者の住所 京丹後市峰山町室24番地
- 8 指定年月日 平成27年6月1日
- 9 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護

\*\*\*\*\*

宮津市告示第114号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成27年6月1日

宮津市長 井上正嗣

自治功労者	功績
松田 文彦	副市長
細見 政寛	財産区管理会委員

公 告

## 宮津市公告第16号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成27年5月7日

宮津市長 井上正嗣

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500~20,300	2	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	15,100~29,600	1	3K
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600~32,700	1	3DK
東波路	宮津市字波路	21,800~43,500	2	3DK
宮村上	宮津市字宮村	26,600~52,200	1	3DK

## 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成27年5月13日（水）から平成27年5月27日（水）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

## 5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

## 6 入居時期 平成27年8月1日（予定）

\* \* \*

## 宮津市公告第17号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

平成27年5月12日

宮津市長 井上正嗣

宮津市字宮村、喜多及び滝馬の各一部

\* \* \*

## 宮津市公告第18号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第20条の規定により、平成26年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成27年5月21日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況							取下げ
		開 示		不開示	却下	不存在	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	57	57	38	19	0	0	0	57	0
教育委員会	12	8	8	0	0	0	4	12	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	69	65	46	19	0	0	4	69	0

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成26年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

\* \* \*

宮津市公告第19号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第27条の規定により、平成26年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成27年5月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ	
		開 示		不開示	却下	不存在	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	2	2	0	2	0	0	0	2	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	2	0	2	0	0	0	2	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成26年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

## 2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

\* \* \*

### 宮津市公告第20号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成27年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成27年5月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日  
平成27年5月25日
- 2 縦覧の場所  
宮津市産業振興室（別館3階）

## 教育委員会

### 《告 示》

宮津市教育委員会告示第13号

平成27年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月18日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成27年5月22日（金） 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の

氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月28日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀口 善一

- 1 縦覧の期間 平成27年6月3日から6月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

## 監査委員

### 《公表》

宮津市監査公表第78号

平成26年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表します。

平成27年5月29日

宮津市監査委員 稲岡 修  
宮津市監査委員 徳本 良孝

平成26年度定期監査（平成27年3月27日宮津市監査公表第77号）

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>(1) 契約、文書事務について</p> <p>① 文書事務について</p> <p>昨年4月と10月に庶務担当係長会議が開催され、文書事務をはじめ、契約事務、伝票などの適正な処理について徹底が図られ、改善傾向が伺えたものの、誤字、脱字やファイルの上書きによる年度等の更新忘れなど単純ミスが見受けられた。</p> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の報告の徹底を図り、適正な事務処理が行われるよう強く望むものである。</p> <p>② 印紙について</p> <p>印紙税額の軽減措置がされているにもかかわらず軽減前の印紙が貼付されたり、消費税額を記載金額に含めた印紙が貼付されているケースが見受けられた。</p> <p>印紙税法に照らし、契約書の内容が非課税であるかどうか、また、印紙税額が適正であるかどうかについて、徹底を図り適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>○ 文書事務に係る不適切さについては、ご指摘を受ける中で、文書事務の適正な処理の徹底を、理事者会議や、各室等庶務担当係長会議の開催などを通じて、周知徹底を行ってきたところです。今後においても、理事者会議における徹底指示のもと、引き続き、各室等庶務担当係長会議における留意事項等事務執行の徹底を行い、管理職を含め、各係ミーティングを通じた全職員への意識徹底により改善に努めます。併せて、点検項目をリスト化するなど、係長、副室長における文書審査を徹底し、更には、公印承認時の文書施行の際における点検も重ねながら、指導等に努めてまいります。</p> <p>○ 契約書の印紙税を軽減する措置が平成26年4月1日以降も（平成30年3月31日まで）延長されるとともに拡充されていることをはじめ、印紙の適正な取扱いを徹底するよう改めて指導をいたします。</p>



## ③ 契約状況について

随意契約は、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外（地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法）であり、その中でも1者随意契約を採用するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されるよう要望する。

## ④ 契約書の作成について

契約書については、契約の目的によって基準契約書が示されているところである。契約の締結にあたっては、契約書を熟読の上、特に業務完了報告及び検査欄など契約の内容に整合した契約書となるよう努められたい。

また、袋とじの仕方、押印の位置等がまちまちであり、全庁的に統一感のある事務処理に努められたい。

前年度の監査結果を踏まえ、庶務担当係長会議が開催され、契約事務について、全庁的な指導がなされたところでもある。今後は、より適正な契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

## (2) 補助金について

各種団体への補助金の交付に当たっては、過去の経過等にとらわれず対象団体の現状を的確に把握し、補助の必要性やその効果、また積算の妥当性を明確にして、適正な事務処理に努められたい。

## (3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、職員の専門的知識の向上に努められ、従来 of 慣例に捉われることなく、滞納者の実情を把握した上で、引き続き効果的な滞納整理策を積極的に進められたい。

また、口座振替の利用促進に向けての周知に努めるとともに、コンビニ納付等の新たな収納方法の研究を行い、自主納付・納期内納付など収納率の向上に努められたい。

○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしておりますが、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導をいたします。

○ 近年の契約書等作成に係る袋とじ等の実態を踏まえ、その目的とする不正防止の趣旨が徹底されることを基本として、次のとおり契約書等作成における袋とじ・割印の取扱いを定め、平成27年度の事務処理に向け、職員周知を図ったところです。

[袋とじの方法]

・袋とじの効用が図られるものであれば、その態様は問わない。製本テープも可とする。

[割印の方法]

・袋とじ（製本テープ含む）の場合

表裏表紙両面とも継ぎ目に割印押印で統一し、中の見開きの継ぎ目には押印しない。

・ホッチキスとじのみの場合

中の見開きの継ぎ目全てに押印する。

今後は、この取扱いに基づき、徹底が図れるよう指導してまいります。

○ 補助金の交付に当たっては、その財源が税金その他の貴重な原資でまかなわれていることを再認識し、対象団体への補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理に努めていきます。

○ 滞納整理については、平成19年に庁内に公金収納連絡会議を設置し、費用対効果も念頭に置きながら徴収強化策を検討し、市全体として徴収の強化に取り組んできているところであり、引き続きこの取組みを推し進めていくこととしています。

合わせて、コンビニ納付の導入など納付しやす環境整備の方策を検討し、収納率の向上に努めていきます。